

広島県告示第246号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成28年3月31日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県東広島市志和町別府2061番地3 宝積飲料株式会社 代表取締役 宝積良忠
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県東広島市志和町別府2061番地3 宝積飲料株式会社 志和工場

2 申請の内容

10 ロ 飲料製造業の用に供する洗浄施設1基を廃止し、10 イ 飲料製造業の用に供する原料処理施設1基を設置するとともに、汚水等の処理の方法を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 10 ロ 飲料製造業の用に供する洗浄施設（37 C I P 洗浄施設）1基廃止

(その2) 新設

種	類	10 イ 飲料製造業の用に供する原料処理施設 1基（62 カーボクーラー）
能	力	製品液の通過量48m <sup>3</sup> /8時間
工期	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	着手後直ちに

等	使用開始予定年月日	完成後直ちに		
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	20時間 (なし)		
	項 目	通 常	最 大	
	排出される汚水等の状態	水素イオン濃度(水素指数)	5.5~6.5	2~10
		生物化学的酸素要求量	260	260
		化学的酸素要求量	200	200
		浮遊物質	0	0
		窒素含有量	20	30
		燐含有量	5	10
		ノルマルヘキサン抽出物含有量	0	0
		大腸菌群数	(単位: 個/cm <sup>3</sup> ) 0	0
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )	30	50		
汚水等の排出先	4 濾過器を経て排水処理施設④へ			

(2) 汚水等の処理の方法

(その1)

		変更前	変更後
種	類	排水処理施設①	
工期等	工事着手予定年月日	既設	許可後直ちに
	工事完成予定年月日		着手後直ちに
	使用開始予定年月日		完成後直ちに

汚水等の汚染状態	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	硝酸性窒素（単位：mg/L）	10	10	40	40	—	—	—	—

(その2) 変更

		変更前				変更後			
種 類		排水処理施設②							
工期等	工事着手予定年月日	既設				許可後直ちに			
	工事完成予定年月日					着手後直ちに			
	使用開始予定年月日					完成後直ちに			
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	硝酸性窒素（単位：mg/L）	10	10	40	40	—	—	—	—

(その3) 変更

		変更前				変更後			
種 類		排水処理施設④							

工期等	工事着手予定年月日	既設				許可後直ちに			
	工事完成予定年月日					着手後直ちに			
	使用開始予定年月日					完成後直ちに			
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	硝酸性窒素（単位：mg/L）	10	10	40	40	—	—	—	—

(その4) 変更

		変更前				変更後			
種 類		排水処理施設⑤							
工期等	工事着手予定年月日	既設				許可後直ちに			
	工事完成予定年月日					着手後直ちに			
	使用開始予定年月日					完成後直ちに			
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	硝酸性窒素（単位：mg/L）	10	10	40	40	—	—	—	—

(3) 排水の汚染状態及び量

		変更前		変更後	
工場又は事業場における施設番号		排水口			
排水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
		アンモニア，アンモニウム化合物， 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位：mg/L)	15	40	—

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成28年3月31日から平成28年4月21日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに東広島市生活環境部環境対策課